

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）				
地区名	一般県道 ^{ほそやふたがわ} 細谷二川線				
事業箇所	豊橋市 ^{とよはししほそやちよう} 細谷町				
事業のあらまし	<p>一般県道^{ほそやふたがわ}細谷二川線は、国道42号を起点とし、国道1号を結び、豊橋市^{とよはしし}の東部地区の工業地域を支える幹線道路として重要な役割を持っている路線である。</p> <p>当該事業箇所は、愛知県企業庁が進める工業用地の南側に位置し、周辺集落の生活道路との交差点である。企業立地による朝夕の交通量の増加に伴い、交差点での交通事故発生が危惧されるため、右折帯を設置し、交通の安全確保を図るものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 交差点の安全性向上</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） —</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2020年度)	再評価時 (2025年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2021年度～ 2023年度	2021年度～ 2027年度	関係機関協議の長期化による 事業期間の延伸	
	事業費（億円）	0.6	0.9	精査による増額	
	経費 内訳	工事費	0.4	0.7	精査による増額
		用補費	0.15	0.15	—
		その他	0.05	0.05	—
事業内容	交差点改良 L=200m	交差点改良 L=200m	—		
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性 の変化	<p>【事前評価時の状況】 近隣では工業用地の事業が進んでおり、さらなる交通量の増加が見込まれるため、車両や歩行者等が安全に通行するためには、交差点の改良が必要である。</p> <p>【再評価時の状況】 現状においても、車両等の通行の安全確保を行うためには、交差点の改良が必要である。</p> <p>【変動要因の分析】 変動要因なし</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p> <p>【理由】 安全な交差点の整備が必要である状況に変化はないため。</p>		

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	合計
工種区分	調査・設計	←→							/
	用地補償		←→						
	工事					←→			
事業費 (億円)	当初計画	0.6							0.6
	実績	0.2							0.2
	今回計画	0.2				0.7			0.9

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】
延長(km)	0.2	0.0	0%	0.2	0%
事業費(億円)	0.6	0.17	28%	0.9	19%
工事費	0.4	0.0	0%	0.7	0%
用補費	0.15	0.12	80%	0.15	80%
その他	0.05	0.05	100%	0.05	100%

用地取得の一部を先行予算で実施しており、面積ベースの用地取得率は100%

【施工済みの内容】

—

2) 未着手又は長期化の理由

関係機関との協議に不測の日数を要した。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

特になし。

【今後の見込み】

事業期間を延伸することで、2027年度には完了する見込みである。

判定

B

- A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

関係機関との協議に不測の日数を要したが、事業期間を延伸することで、ほぼ計画通りの完成が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針

継続

中止：上記①及び②の評価で一つでもC判定があるもの。
継続：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

-

【主な評価内容】

事業実施前後の車両および歩行者等の安全性の変化

